

利子補給申請に係る必要書類について

-申請書類の注意事項-

①様式第1号の記載例

様式第1号(第6条関係)

記載例

相模原商工会議所
小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書兼請求書

申請日を記入してください

令和 8年 1月 15日

相模原商工会議所 会頭 あて

所在 地 相模原市中央区中央 3-12-3

申請者 名 称 株式会社 SCCI

代表者氏名 代表取締役 商工 太郎

※押印は不要です

相模原商工会議所小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、次の通り関係書類を添えて申請及び請求します。

1. 交付申請額等

(1) 支払利息額	記載不要です。 (商工会議所にて確認・記入します)	※利息支払証明書記載のとおり
(2) 交付申請額		※要綱第4条の定めのとおり

(3) 添付書類

①法人の決算報告書、個人の決算報告書による預り金の返済額の記載
②預金口座通帳の写し(利子補給金入金口座に設定するもの)
③お支払額明細書(種別:マル経)の写し※2

※1 法人は確定申告後の確定納付したもの(申告区分中間は不可)、個人は当該年度で納期限が到来しているもの全て
例)法人:9月決算の場合は11月に確定納付したもの／個人:1月中の申請の場合は第1期～第3期納付分(6月・8月・10月)
※2 当該資金借入実行後に日本政策金融公庫から郵送された返済予定表を指します。

2. 振込先口座情報

金融機関コード	xxxx	支店コード	xxx
金融機関名	CCI銀行	支店名	相模原支店
預金の種類	普通預金	口座番号	xxxxxxxx
口座名義人(カタカナで記入)	カ)エスシーシーアイ		

3. 担当者・連絡先

担当者氏名	商工 次郎	連絡先電話番号	042-753-8135
連絡先メールアドレス	keieisien@sagamihara-cci.or.jp		

-----商工会議所使用欄-----

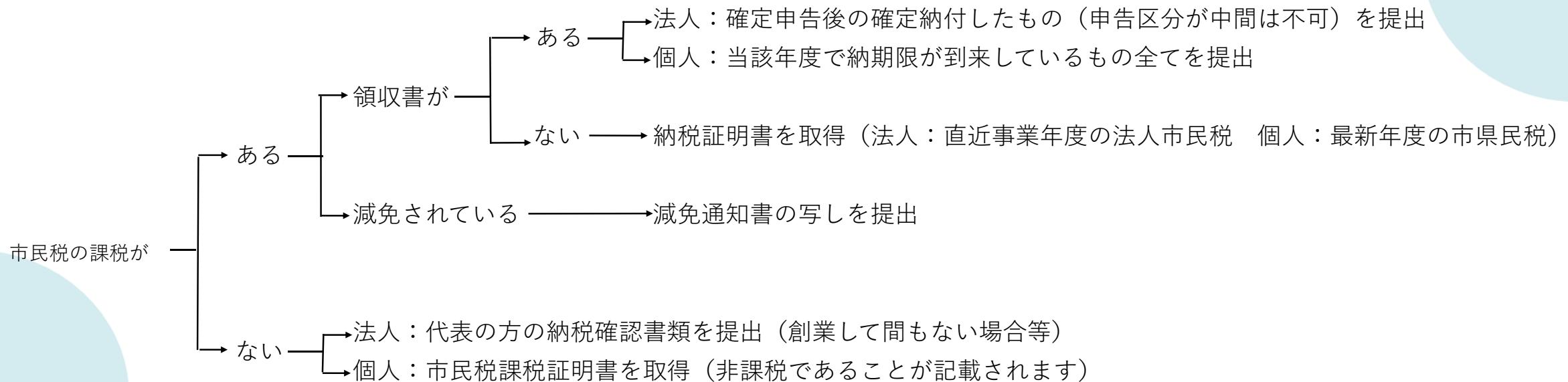
担当課	捺印	受付印	受付日

(2023.11 制定)

②-1 納税確認書類について

【納税確認書類について】

法人の場合は法人市民税、個人の場合は個人市民税の領収書又は納税証明書の写しを添付してください。



※1 未納の税額がない証明・課税証明書は、納税したことを確認する書類として受付できません。

※2 納税証明書を申請する際には、税目をお間違えの無いようご注意ください。

②-2 納税証明書の取得方法

申請窓口

市役所市民税課、緑市税事務所（緑区合同庁舎内）、南市税事務所（南区合同庁舎内）
城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

受付時間

月曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後5時まで

必要なもの

- 申請書
(申請窓口にあります。また、相模原市ホームページよりダウンロードもできます。)
- 窓口に来る人の本人確認書類
(運転免許証など顔写真つきのものは1点、健康保険証などは2点提示してください。)
- 法人からの申請の場合は法人代表者印
- 証明手数料（1件300円）
- 代理人による申請の場合は委任状

③預金口座通帳の写しについて

【通帳がある場合】

- ・通帳の表紙
- ・通帳1ページ目の見開きの写しを添付してください。

【通帳が無い場合】

ネットバンク、当座預金等で通帳が無い場合は以下が確認できる取引明細書の写しなどを添付してください。

<必要記載事項>

- ・金融機関名、支店名、店番
- ・預金の種類
- ・口座番号
- ・口座名義人

普通預金



□□□銀行

□□□番号

○○○○○様

お取引店		
店番号	支店名	支店
預定期間	端末別普通(純合)	口座番号

④お支払額明細書について

種別について間違いないか
必ずご確認ください。

- マル経・経営改善貸付・経
コロナマル経
- ×特別貸付・普通貸付

対象期間中に利払いがあるか
ご確認ください。

令和7年中に発生した
12回目までの利払いが対象
となります。



このたびは株式会社日本政策金融公庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
お客様のご融資金の明細及びお支払額の明細をお届けいたしますので、よろしく
ご査収ください。

お 支 払 額 明 細 書

お支払回数	お支払年月日	お支払額	お支払金額の内訳	お支払後の高	日割り
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

祝日、休日および12月31日から翌年の1月3日までの日の場合は、翌営業日にお支払ください。

1 お支払いいただく金額は、過不足のないよう正確にお伺いいたします。
不足していますと入金処理ができないことになります。なお、所定のお
支払金額を超えた金額については、とくに返済のご連絡がない限り、
次回以降のお支払いに調整させていただきます。
2 当公庫へのお問い合わせ。ご連絡には必ずお取引番号をお知らせください。
3 ご住所、お電話番号、商号、代表者の方などお問い合わせいただいている事
項に変更がありましたらお早めに当公庫にご連絡ください。

各種証明書等の発行は、日本公庫ホームページからお申込いただけます。

(NPO法人正事業取扱)